

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

① 遺産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

1) 遺産の適用種別：記念工作物、建造物群、遺跡（文化的景観を含む）

2) 登録基準の番号：(iii) (iv) (v)

(iii)

日本の城下町は、非ヨーロッパ世界において唯一近代社会を自律的に達成した日本の近世社会を切り拓いた都市類型として、また近世社会が理想とする計画都市を 16 世紀末期から 17 世紀初頭にかけて一斉に建設した他に類を見ない都市類型として、さらに中国の都城と並ぶ東アジアを代表する都市類型として、世界の都市史上、特筆すべき存在である。城下町の完成期に当たる慶長期に計画都市として建設された萩城下町は、日本の城下町を代表する典型例として位置付けられる。城下町の空間要素としての町割や街路、水路、土地利用などとともに、城下町の景観要素としての武家屋敷、町家、寺社などの建築物、それらに付随する土塀や石垣などの工作物が空間遺産として現在に継承されている。そして、それらの空間遺産の継承を可能にした社会組織や技術、祭礼などの無形の生活遺産と、空間遺産や無形の生活遺産の裏付けとなる古文書、古絵図、美術工芸品、民具などの有形の生活遺産も現在に継承されている。都市遺産「萩城下町」は、空間遺産と有形・無形の生活遺産が織り成す総合的な価値の体系であり、この空間遺産と生活遺産が現在及び将来において持続的に存在し続けるために必要な要素が完全なセットとして遺存している希有な都市遺産である。

(iv)

日本の城下町は、近世初頭に計画的に設定された土地利用や町割・地割などの空間を基盤として、武家地には武家屋敷、町人地には町家建築、寺社地には寺社建築が建設され、各城下町に固有の建築様式が形成された。大火を被ることのなかった萩城下町には、これら 17 世紀から 19 世紀にかけて建築された各種建築群が随所に残されている。萩城下町の中心部には 17 世紀建築の菊屋家、18 世紀建築の熊谷家、19 世紀建築の久保田家をはじめとする町家建築群、その周囲には 19 世紀建築の木戸家、青木家をはじめとする武家屋敷群、浜崎地区には 18 世紀から 19 世紀にかけて建設された町家建築群が連続的に残され、寺町には 17 世紀から 19 世紀にかけて建設された寺院建築群が残され、平安古地区には 19 世紀建築の武家屋敷群が残され、江向地区には 19 世紀建築の藩校も残される。城と上級武家地に建築群は残らないが、残された石垣や土塀、夏みかん畑は、城と上級武家地を計画的に解体した城下町の近代史を表象し、他に類を見ない景観を伝えている。これら日本社会が生み出した伝統的都市の到達点である城下町を特徴づける空間と各種建築群が織り成す景観が随所に残された萩城下町は、日本の伝統都市の到達点たる城下町の顕著な見本と捉えることができる。

(v)

日本の城下町は、日本の近世社会を特徴づける社会的分業に基づく独自の土地利用と居住形態を創出した。公権力を象徴する城、それを取り巻く上級武家地、さらに周囲に広がる中下級武家地、領国の内外を結ぶ街道沿いに展開した町人地、それを取り巻く寺社地が直線道路沿いに計画的に配置された。これによって社会的分業を旨とする市場経済に適合した社会と空間が創出され、日本の近世社会が一挙に切り拓かれた。萩城下町にはこの城下町の典型的な土地利用と居住形態が近代以降も継承され、現在に至っている。上級武家地は主に旧士族授産のために夏みかん畑に転用され、中下級武家地は夏みかん畑を併存した緑豊かな住宅街を形成した。町人地も町家の改造や新築を進めつつ、萩の経済を主導した商

(3) 保存管理計画

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

1 保存管理計画を策定している文化財等

「史跡 萩城跡 萩城城下町 保存管理計画」平成 3 年 3 月

萩城跡の基本構想は、本丸、要害、二の丸、三の丸、外堀区域に分け、城郭の骨格を示す矢倉や門等、各遺構の復原・整備を目指している。平成元年から外堀の整備事業を進めており、土地の公有化、北の総門の復原及びその周辺の暫定整備を完了し、現在、中の総門から南側の堀周辺の暫定整備を行っている。その後は二の丸の東園整備を予定しており、古図に基づいた建物の復原や平面表示等を図っていく。

萩城城下町は、中下級武士の屋敷や藩政期の商家・町家が点綴する重要な地区であるとともに、一般住宅が多数存在している住宅地でもある。現状変更行為に対し、適切な行政指導を行い、歴史的景観の保存に努めるとともに、指定地域の追加及び土地・建物の公有化を図っていく。また、藩政期の重要な建物の保存修理・活用や一般家屋の土塀等の修理・修景を進めていく。

萩城跡、萩城城下町ともに今後も基本方針、各種取扱規準を遵守し、適正な保護・管理を確実に維持していくとともに、必要に応じて随時、見直しを行う。

「萩市浜崎 伝統的建造物群保存地区保存計画」平成 12 年 3 月

浜崎の町並みは、時代と町ごとに特徴ある景観が形成され、多様性を備えた伝統的景観を今なお窺える点に大きな価値を見出すことができる。この地区は「浜崎しっちょる会」というまちづくりの組織があり、町並み保存の意思が概ね形成されており、住民の町並みへの愛着心や伝統的景観への深い認識、住民が描くまちの将来像にも歴史的町並みがしっかりと位置付けられている。今後、保存のための必要な各種計画に沿って、住民と行政が協働して伝統的建造物の保存と活用を図り、萩市民の共有財産として未来にわたり、これらを保存するとともに、生活環境の向上と合わせて積極的に活用を図る。

「萩市堀内・平安古地区 伝統的建造物群保存地区保存計画」平成 16 年 3 月

昭和 51 年の重要伝統的建造物群保存地区選定当時に定められた保存計画を、その後の保存地区の保存事業等の進捗、社会情勢の変化を踏まえて、全面改正したものである。住民と行政が協働して伝統的建造物の保存と活用を図り、萩市民の共有財産として未来にわたり、これらを保存するとともに、生活環境の向上と合わせて積極的に活用を図る。

2 保存管理計画を定めていない指定文化財

このうち国指定は、重要文化財（建造物）7 件、史跡 5 件、天然記念物 1 件であり、そのほかに山口県や萩市の指定文化財が数多く保存されている。現在、これらの資産は、文化財保護法、山口県文化財保護条例、萩市文化財保護条例に基づき、き損、現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するために許可制による行為の規制を行っている。また、その価値を保全するための修理や整備などに対して、積極的に財政支援を行っている。

今後、それぞれの本質的価値に対して、より一層の保存・管理・活用を図るため、所有者と行政が協働して、保存管理計画の策定を進めていく。

3 未指定文化財

この提案の完全性を証明するために必要であるため、現在は未指定であるものも資産として掲載している。今後はこれら資産の調査を進め、文化財の指定や選定、登録等により確実な保護措置を講じ、住民や関係者との合意に基づき、適切な保存管理計画の策定を進めていく。

②資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

萩城下町を構成する資産は、城下町の成立、展開の中で生み出されたものであることから、かつ、近世初頭に明確な意図のもとに創出された萩城下町の範囲そのものが一つの資産として見なされることから、幕末の代表的な絵図において都市空間として描かれている城下町の範囲をコアゾーンとする。

なお、大照院及び東光寺については、三角州の外であるが、各時代の城下町絵図にも描かれ、藩主毛利家の菩提寺として城下町の不可欠な構成要素であることから、コアゾーンの範囲とする。

具体的には、コアゾーンの範囲を次の構成資産の真実性・完全性を保証できる範囲とする。

- ・ 史跡（萩城、萩城城下町、旧萩藩校明倫館、萩藩主毛利家墓所（天樹院、大照院、東光寺）、萩往還）
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区（堀内地区、平安古地区、浜崎地区、佐々並地区（予定））
- ・ 歴史的景観保存地区（今魚店地区、東光寺付近、大照院付近、藍場川、藍玉座跡）
※今魚店地区、藍場川及び藍玉座跡は重要文化的景観、東光寺付近及び大照院付近は史跡への移行を検討している。
- ・ 重要文化的景観（予定）
 - ア 武家地 古萩地区（萩城城下町以外）、平安古地区（伝建以外）、江向地区、土原地区、川島地区（藍場川以外）、金谷・雑式町地区、河添地区
 - イ 町人地 古萩地区（萩城城下町以外）、平安古地区、御許町・橋本町地区、椿町地区
 - ウ 百姓地 河添地区、川島地区（藍場川以外）
 - エ 寺町地区
 - オ 街 道 明木地区
 - カ 水 路 新堀川、姥倉運河
- ・ 上記以外の構成資産

このように萩城下町には、多様な建築物、工作物、自然物がこれを規定する町割に広範囲に存在している。また、これらの範囲は、萩市の中心市街地を含めた市民の生活環境と合致している。従って、重要文化的景観（予定）等、現在史跡、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観に選定されていない地区等については、国と選定可能性を協議しながら、絵図に描かれている都市空間の範囲をコアゾーンとすることで、この提案の完全性を保ちたいと考えている。

このような課題を明確化し解決を図るため、現在、下記に示す手順で資産全体の包括的な保存管理計画の策定を検討している。

- 1 萩城下町の完全性を価値づける上で必要な建築物、工作物、自然物の悉皆調査及びこれらの真実性を証明する文書、絵図、発掘遺構等の全容調査、並びにこれらの分析・評価を行う学術調査委員会の設置
- 2 上記の分析・評価を受けて個別構成要素の保存管理計画を包括する上位計画としての萩市歴史文化マスタープラン（仮称）の策定、並びにこの検討を行う保存管理計画策定委員会の設置
- 3 萩市のまちづくりの機軸である萩まちじゅう博物館構想の協議・合意形成の場としての萩市まちじゅう博物館推進委員会の開催及び同構想の推進体制の強化

③資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

1) 資産と一体をなす周辺環境の範囲

資産として設定した萩城下町は、その成立基盤が天然の三角州であることから、これを取り囲む河川や湿地帯、河岸、山などの周囲の自然環境と一体として存続してきた。また、この三角州の周辺の一定範囲は埴内と呼ばれ、鉄砲札と重なること、埴を境とした追放刑や埴内への出入が監視されていたことなど社会的、軍事的に萩城下町に準ずる制度が設定されていたことから、先に設定した萩城下町の範囲に加え、いわば広義の萩城下町と呼ぶべき明確な意味を持った範囲と見なすことができる。

なお、この範囲は、明治 22 年の萩町、椿郷東分村、椿郷西分村、山田村（木間を除く）の範囲であり、現在の萩市の都市計画区域としても受け継がれている。

以上より、猪熊埴（大井村との境）、松本埴（福川村との境）、椿瀬（川上村との境）、悴坂埴（明木村との境）、山田境（木間との境）及び玉江坂及び青長谷（三見村との境）を結節した範囲内を資産と一体をなす周辺環境の範囲として設定する。

ただし、上記で設定した埴内の範囲には、橋本川、松本川、湿地帯など直接に萩城下町を取り囲み、時代に応じて形を変えつつ三角州を一体的に形成してきた主に水面で構成される緩衝帯の範囲と、これより埴内に広がり社会的、軍事的に萩城下町の延長として扱われてきた河岸から山麓に至る緩衝帯の範囲が存在する。これらは、その歴史的経緯、空間的意味等において明確に区別されることから、下記のとおり、2つのバッファゾーンに分けて設定する。

バッファゾーンA（歴史的緩衝区域）

萩城下町は、阿武川が分流する橋本川、松本川及び日本海を天然の要害とみ立てて成立した。また、萩城下町の中央部には広大な湿地が広がり、江戸期には洪水対策の遊水地及び食糧供給地として、近代期以降は萩城下町の近代化の中で必要とされた諸施設の建設地として機能してきた。このため、これらは各時代の絵図にも例外なく描かれ、城下町の都市の形成を包み込み、さらには近代期以降の都市の近代化を吸収し、結果として現代にまで萩城下町を完全なる形で継承するための緩衝帯の役割を果たしてきた。これら歴史的に意味のある水辺の範囲をバッファゾーンAとする。

バッファゾーンB（景観保全区域）

椿町、金谷等を除く橋本川、松本川の外側から周辺を取り囲む山々に挟まれた川外の埴内の範囲は、制度的には萩城下町とは区別されていたものの、上級武家の下屋敷及び中下級武家の居住地が広がっていた他、城下町に食糧や木材などを供給した集落が点在するなど、社会的には江戸期から広義の城下町として捉えられていた。さらに、近代期以降は、行政区域として統合され、鉄道の開通や橋、道路の整備等により萩城下町と一体化されていった。このため、これらの地域は歴史的にも景観的にも一体として認識され、広義の城下町として捉えられていた。これらいわゆる埴内の範囲をバッファゾーンBとする。

2) 保全措置の概要又は措置に関する検討状況

本市では、昭和 47 年に全国に先駆けて歴史的景観保存条例を、また昭和 51 年には伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。これにより、良好な歴史的景観が残る地区について伝統的建造物群保存地区等の地区指定を行い、地区内における建築等行為に対して事前に許可申請又は届出を行うことで景観誘導を行い、歴史的景観の保護に努めてきた。

これと併せ、歴史的景観と調和する新たな都市景観の形成を目的とする萩市都市景観条例を平成 2 年

に制定し、都市計画区域内において一定規模以上の建築物等の新築等の行為を事前に届け出ることを義務付けた。また平成8年の条例改正を受け、具体的な景観誘導の指針となる萩市景観基本計画を策定した。これにより、藩政時代から受け継がれてきた市内の歴史的景観及び自然景観の保全と、新規に創られる街並み等に対する景観誘導に取り組む体制が確立された。

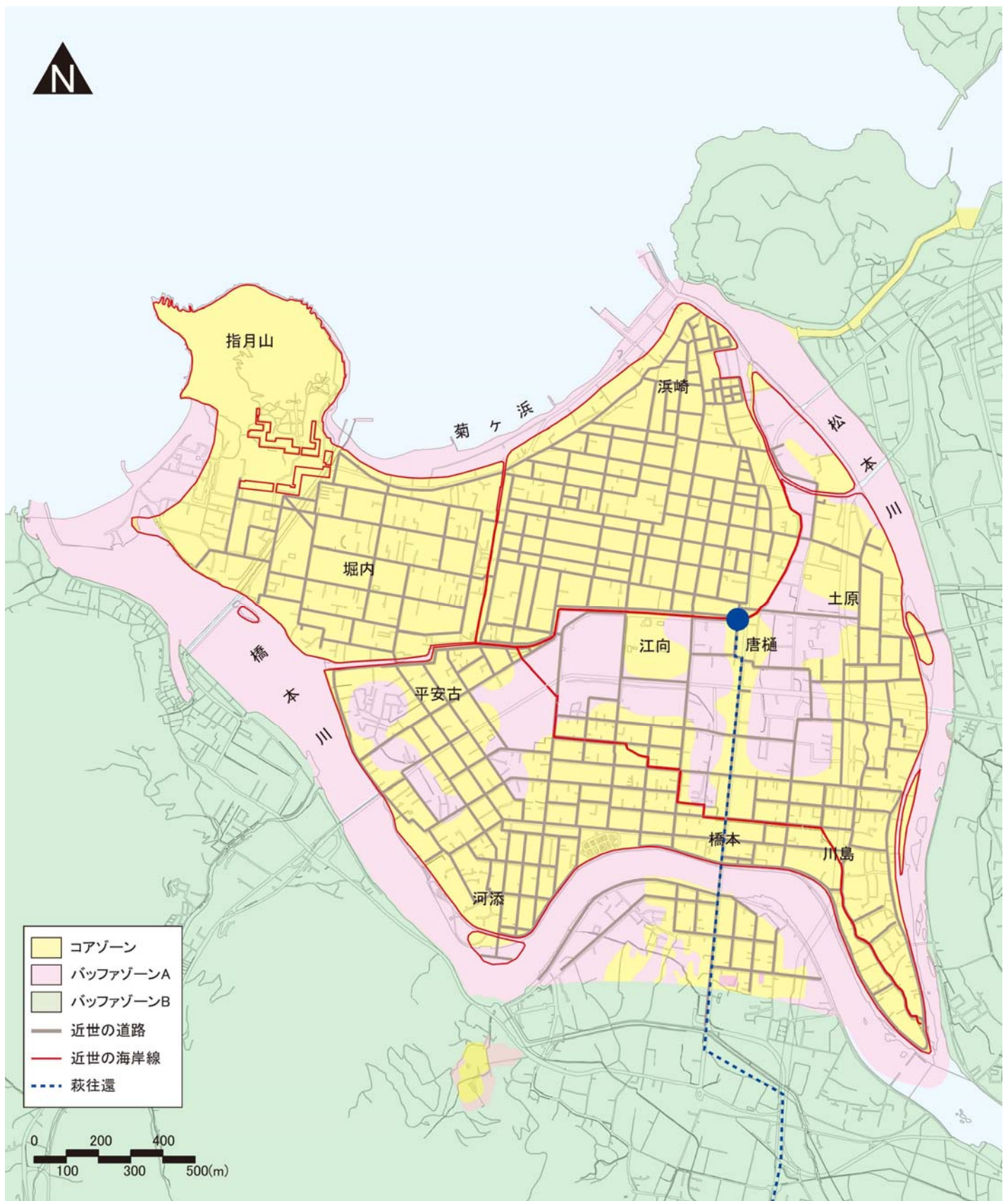
また、平成16年の景観法制定に伴い、本市は全国で10番目、中四国地方で最初の景観行政団体となり、平成19年12月からは萩市景観計画を施行している。

計画では、法に基づき景観規制・誘導の対象となる景観計画区域を市域全域に設定し、建物建築等の届出対象行為について事前に届出を行い、行為の規模や形態意匠色彩等に係る景観形成基準に基づいた指導を行うこととし、基準に合致しないものについては変更命令等の措置を行うことができる。特に、本市の歴史的資産や歴史的風致を有する区域及び本市の歴史的特徴と調和した良好な景観の形成が特に必要な区域を重点景観計画区域と位置付け、区域内の全ての建築物・工作物の新增改築や外観の変更、土地の形質変更、樹木の伐採等について届出対象行為とし、よりきめ細やかな景観誘導を実施し、またこれ以外の区域についても一般景観計画区域とし、大規模建築物、外観に鮮やかな色彩・過度の装飾を施す建築物、特異な形態を持つ建築物等といった景観に悪影響を及ぼすものが建設されないための景観誘導を実施している。

設定した周辺環境の範囲は、現在は大部分が一般景観計画区域であるが、今後、必要に応じて重点景観計画区域の追加指定を検討していく。

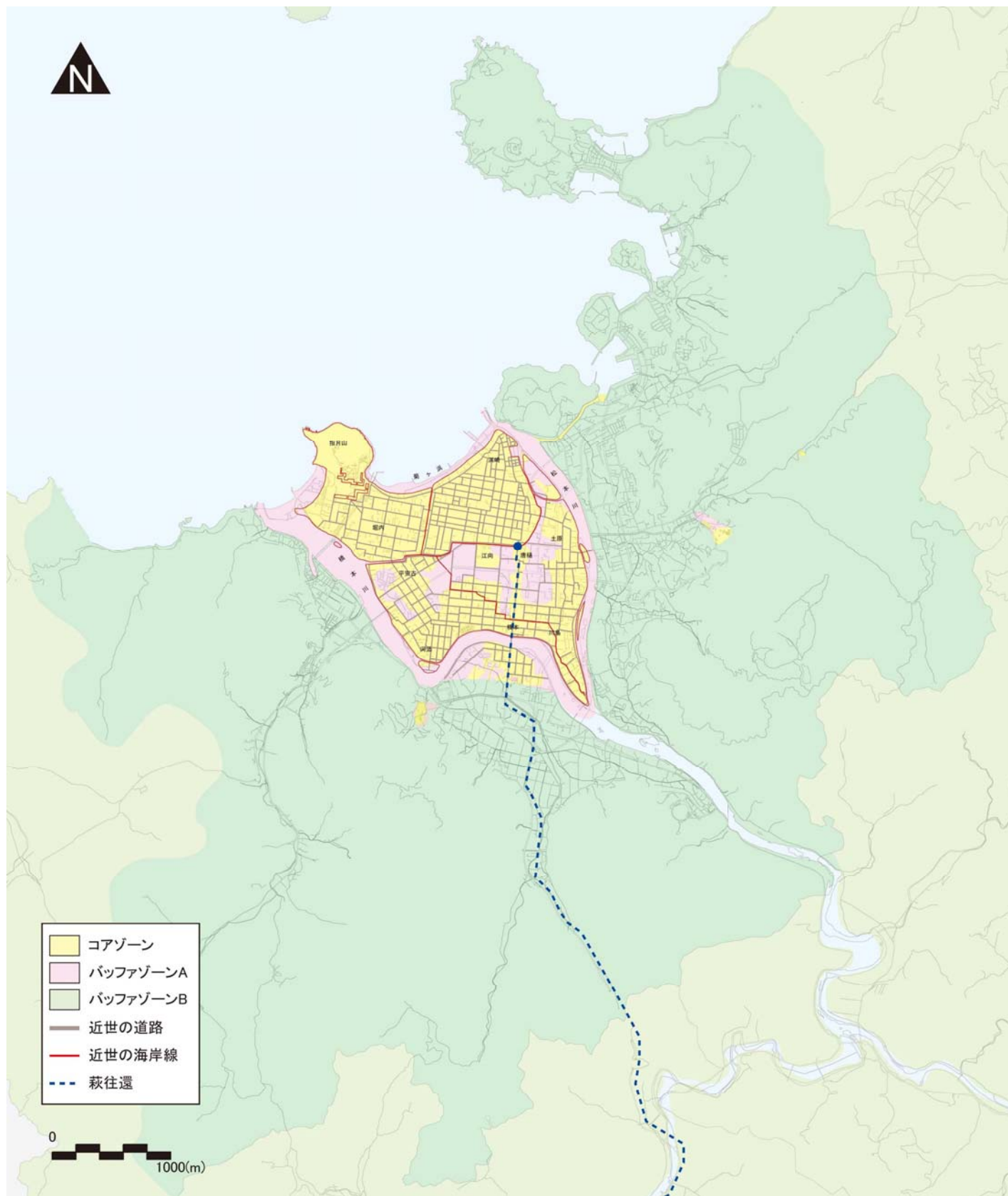
(3)－②③参考資料

コアゾーン・バッファゾーン (狭義の城下町詳細図)



(3)－②③参考資料

コアゾーン・バッファゾーン (広義の城下町詳細図)



(3)－②③参考資料

コアゾーン・バッファゾーン（萩往還）

